

令和9年度

鹿児島県立特別支援学校

幼稚部及び高等部入学者選考実施要綱

鹿児島県教育委員会

目 次

I 幼稚部

1 目 的	1
2 出願資格	1
3 出 願	1
(1) 出願期間	
(2) 出願手続	
4 募集定員	1
5 募集区域及び所在地等	1
6 入学児選考の概要	2
(1) 選考方法	
(2) 健康診断を実施する場合	
(3) 面接を実施する場合	
(4) 検査及び結果通知期日等	
7 特別志願の手続	2
(1) 県外から入学を志願する場合	
(2) 県外の学校への入学を志願する場合	
8 感染症等への対応	2

II 高等部

1 目 的	3
2 出願資格	3
3 出 願	3
(1) 出願期間	
(2) 出願手続	
4 設置学科・募集定員	4
5 募集区域等	5
(1) 各特別支援学校の募集区域及び所在地等	
(2) 鹿児島市内特別支援学校高等部 (知的障害・肢体不自由)の通学区域	
6 入学者選考の概要	7
(1) 選考方法	

(2)	健康診断を実施する場合	
(3)	面接を実施する場合	
(4)	選考及び合格者発表期日等	
	＜選考及び合格者発表期日等一覧＞	8
7	特別志願の手続	9
(1)	県外から入学を志願する場合	
(2)	県外の学校への入学を志願する場合	
8	感染症等への対応	9
9	検査結果の情報提供	9
＜その他＞		
○	参考資料	10
	学校教育法施行令第 22 条の 3	10
	学校教育法施行規則第 95 条, 第 150 条	11
○	各学校の教育の特徴	12
○	様式例	13
	(幼稚園様式 1) 入学願書	13
	(幼稚園様式 2) 健康診断実施申請書	14
	(幼稚園様式 3) 幼稚園入学予定児面接実施届	15
	(幼稚園様式 4) 県外からの鹿児島県立〇〇学校幼稚園 入学志願許可願	16
	(様式 1) 入学願書	17
	(様式 2) 不受検届	18
	(様式 3) 健康診断実施申請書	19
	(様式 4) 高等部入学志願者面接実施届	20
	(様式 5) 鹿児島県立〇〇学校入学志願許可について(依頼)	21
	(様式 6) 県外公立特別支援学校高等部入学についての 証明書	22

I 幼稚部

1 目的

令和9年度鹿児島県立特別支援学校幼稚部入学児募集に関する必要事項は、この要綱において定める。

なお、募集及び入学児選考等の詳細は鹿児島県立鹿児島盲学校、鹿児島県立鹿児島聾学校が別に定める各特別支援学校の募集要項による。

2 出願資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の視覚障害者、聴覚障害者の区分に該当する者で、次に該当する者

3歳児 令和5年4月2日から令和6年4月1日に生まれた者

4歳児 令和4年4月2日から令和5年4月1日に生まれた者

5歳児 令和3年4月2日から令和4年4月1日に生まれた者

- (2) 原則として保護者が県内に居住している者

3 出願

- (1) 出願期間

鹿児島盲学校：令和8年11月4日（水）～令和8年12月24日（木）

鹿児島聾学校：令和8年11月4日（水）～令和9年1月4日（月）

※ 受付時間は、午前8時15分から午後4時45分までとする。

※ 郵送の際は、出願期間内の必着とする。

- (2) 出願手続

入学志願者は、入学願書（幼稚部様式1）等の出願書類を各学校長に直接提出する。必要書類及び出願方法の詳細については、各特別支援学校の募集要項の定めによる。

※ 提出書類の請求や入学に関する問合せは、各特別支援学校に直接行うこと。

4 募集定員

学 校	募集定員
鹿児島盲学校	3・4・5歳児若干名
鹿児島聾学校	3・4・5歳児若干名

※ 特別の理由がある場合については、各特別支援学校長は県教育庁特別支援教育課と協議の上、実情に応じ、募集定員を超えて入学を許可することができるものとする。

5 募集区域及び所在地等

学 校	募 集 区 域	学校所在地	寄宿舎の有無
鹿児島盲学校	県下全域	〒891-0117 鹿児島市西谷山一丁目3番3号 電話：099-263-6660	有
鹿児島聾学校	県下全域	〒890-8686 鹿児島市下伊敷一丁目52番27号 電話：099-228-2200	有

6 入学児選考の概要

(1) 選考方法

学校長は、検査（運動、認知、遊び）及び面接を実施し、それらの結果及び調査書等を資料として、入学児選考を行う。

実施する検査等の詳細については、各特別支援学校の募集要項により定める。

(2) 健康診断を実施する場合

健康診断を実施しようとする場合、学校長は、県教育委員会が指定する期日までに県教育委員会教育長に「健康診断実施申請書」（幼稚部様式2）により申請し、その承認を得て行うものとする。

(3) 面接を実施する場合

面接を実施しようとする場合、学校長は、県教育委員会が指定する期日までに県教育委員会教育長に「幼稚部入学予定児面接実施届」（幼稚部様式3）により届け出るものとする。

(4) 検査及び結果通知期日等

	鹿児島盲学校	鹿児島聾学校
検査等期日	令和9年1月12日（火）	令和9年1月13日（水）
入学許可通知	令和9年1月21日（木）	令和9年1月21日（木）

※ 結果の通知方法等については、各特別支援学校の募集要項により定める。

7 特別志願の手続

(1) 県外から入学を志願する場合

保護者の転勤等の特別な事由により、県外からの入学を志願する者は、出願期間期限の3日前までに、以下の書類を鹿児島県教育委員会に提出する。

なお、出身都道府県教育委員会作成の同趣旨の様式がある場合は、その様式によることもできる。

- ・ 県外からの鹿児島県立〇〇学校幼稚部入学志願許可願（幼稚部様式4）

(2) 県外の学校への入学を志願する場合

県外の特別支援学校幼稚部入学を志願する場合は、志願先学校の所在する都道府県教育委員会の定める手続による。

8 感染症等への対応

選考会場等における感染症対策については、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの選考会場、選考方法に見合った形で講じる。なお、監督者や面接官等の業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心掛けるとともに、実施当日に体調不良にならないよう、体調管理に努める。

Ⅱ 高等部

1 目的

令和９年度鹿児島県立特別支援学校高等部入学者募集に関する必要事項は、この要綱において定める。

なお、募集及び入学者選考等の詳細は、各特別支援学校が別に定める入学者募集要項による。

2 出願資格

各学校に共通する出願資格は以下のとおりである。

なお、学校ごとの出願資格の詳細については、各特別支援学校の募集要項により定める。

- ・ 障害の程度が学校教育法施行令第22条の3のいずれかの区分に該当する者
- ・ 原則として保護者が県内に居住している者
- ・ 高等部（鹿児島高等特別支援学校を含む。）については、令和９年３月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は卒業した者、あるいは学校教育法施行規則第95条（中学校卒業者と同等者）に該当する者
- ・ 高等部専攻科（鹿児島盲学校、鹿児島聾学校）については、令和９年３月に特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業する見込みの者、又は卒業した者、あるいは学校教育法施行規則第150条（高等学校卒業者と同等者）に該当する者（鹿児島聾学校については、特別支援学校高等部理容科卒業の資格を有する者）

3 出願

(1) 出願期間

ア 高等部及び専攻科

令和９年１月14日（木）～ 令和９年２月１日（月）

イ 鹿児島高等特別支援学校

令和９年１月４日（月）～ 令和９年１月13日（水）

※ 郵送の際は、出願期間内の必着とする。

※ 受付時間、場所及び最終日の締切時刻等は、各特別支援学校の募集要項により定める。

(2) 出願手続

ア 入学志願者は、直接又は在学（出身）学校長を通して、入学願書（様式１）等の出願書類を志願する特別支援学校長に提出する。必要書類及び出願方法の詳細については、各特別支援学校の募集要項により定める。

イ 複数の公立学校の併願については、鹿児島高等特別支援学校と他の特別支援学校高等部との場合を除き、原則として認めない。

ウ 鹿児島高等特別支援学校を受検し合格した場合は、直ちに出席先の特別支援学校長に受検辞退の連絡を行うとともに、「不受検届」（様式２）を提出すること。

※ 提出書類の請求や入学に関する問合せは志願校に直接行うこととする。

4 設置学科・募集定員

○ 鹿児島高等特別支援学校

障 害 種	学 校 名	設置学科	募集定員
知的障害	鹿児島高等特別支援学校	普 通 科	32人

○ 上記以外

障 害 種	学 校 名	設置学科		募集定員
視 覚 障 害	鹿 児 島 盲 学 校	高等部	普 通 科 保健理療科	各学科 8人
		高等部 専攻科	保健理療科 (修業3年) 理 療 科 (修業3年)	
聴 覚 障 害	鹿 児 島 聾 学 校	高等部	産業工芸科 理 容 科 生活デザイン科	各学科 8人
		高等部 専攻科	理 容 科 (修業2年)	
知的障害	武岡台特別支援学校	高等部	普 通 科	32人
	鹿児島特別支援学校	高等部	普 通 科	48人
	南薩特別支援学校	高等部	普 通 科	16人
	串木野特別支援学校	高等部	普 通 科	40人
	出水特別支援学校	高等部	普 通 科	40人
肢体不自由	牧之原特別支援学校	高等部	普 通 科	56人
	鹿屋特別支援学校	高等部	普 通 科	48人
	中種子特別支援学校	高等部	普 通 科	8人
	大島特別支援学校	高等部	普 通 科	24人
肢体不自由 病弱	加治木特別支援学校	高等部	普 通 科	8人
知的障害 肢体不自由 病弱※	鹿児島南特別支援学校	高等部	普 通 科	64人
	指宿特別支援学校	高等部	普 通 科	8人

備考) 特別の理由がある場合については、各特別支援学校長は県教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができるものとする。

※ 鹿児島南特別支援学校の病弱については、小・中学部が対象。(高等部は含まない。)

5 募集区域等

(1) 各特別支援学校の募集区域及び所在地等

学 校 名	通学バス	寄宿舎	募 集 区 域	(郵便番号) 学校所在地 (電話番号)
鹿 児 島 盲 学 校		有	県下全域	〒891-0117 鹿児島市西谷山一丁目3番3号 099-263-6660
鹿 児 島 聾 学 校		有	県下全域	〒890-8686 鹿児島市下伊敷一丁目52番27号 099-228-2200
武岡台特別支援学校	有		鹿児島市（中部）※2	〒890-0022 鹿児島市小野町2760番地 099-282-0440
鹿児島特別支援学校	有	有	鹿児島市（北部）※2 寄宿舎生活を必要とする者※3 （肢体不自由者）は県下全域対象	〒892-0877 鹿児島市吉野一丁目42番1号 099-243-0114
鹿児島南特別支援学校	有		鹿児島市（南部）※2	〒891-0117 鹿児島市西谷山二丁目5番3号 099-266-6642
鹿児島高等特別支援学校		有	県下全域	〒892-0861 鹿児島市東坂元三丁目28番1号 099-248-3670
指宿特別支援学校	有		指宿市、南九州市頴娃町 鹿児島市喜入町 ※2	〒891-0403 指宿市十二町 4193番地2 0993-23-3211
南薩特別支援学校	有		枕崎市、南さつま市 南九州市（頴娃町を除く） 日置市吹上町	〒899-3403 南さつま市金峰町尾下326番地 0993-77-0100
串木野特別支援学校	有	有	日置市（吹上町を除く） いちき串木野市 薩摩川内市（祁答院町を除く） 寄宿舎生活を必要とする者※3 （知的障害者）は県下全域対象	〒896-0056 いちき串木野市八房1041番地 0996-32-4105
出水特別支援学校	有		阿久根市、出水市、さつま町 長島町、伊佐市、湧水町 薩摩川内市祁答院町	〒899-0208 出水市文化町966番地 0996-63-3400
加治木特別支援学校	有 ※1		国立病院機構南九州病院入院者 始良市、霧島市の肢体不自由者	〒899-5241 始良市加治木町木田1784番地 0995-63-5729
牧之原特別支援学校	有		始良市、霧島市、曾於市 志布志市、鹿屋市輝北町	〒899-4501 霧島市福山町福山6140番地1 0995-56-2665
鹿屋特別支援学校	有		鹿屋市（輝北町を除く） 垂水市、大崎町、東串良町 肝付町、錦江町、南大隅町	〒893-0067 鹿屋市大浦町14000番地 0994-44-5109
中種子特別支援学校	有		熊毛地区	〒891-3604 熊毛郡中種子町野間6584番地4 0997-27-2818
大島特別支援学校	有		大島地区	〒894-0412 大島郡南郷町芦徳1912番地1 0997-62-3050

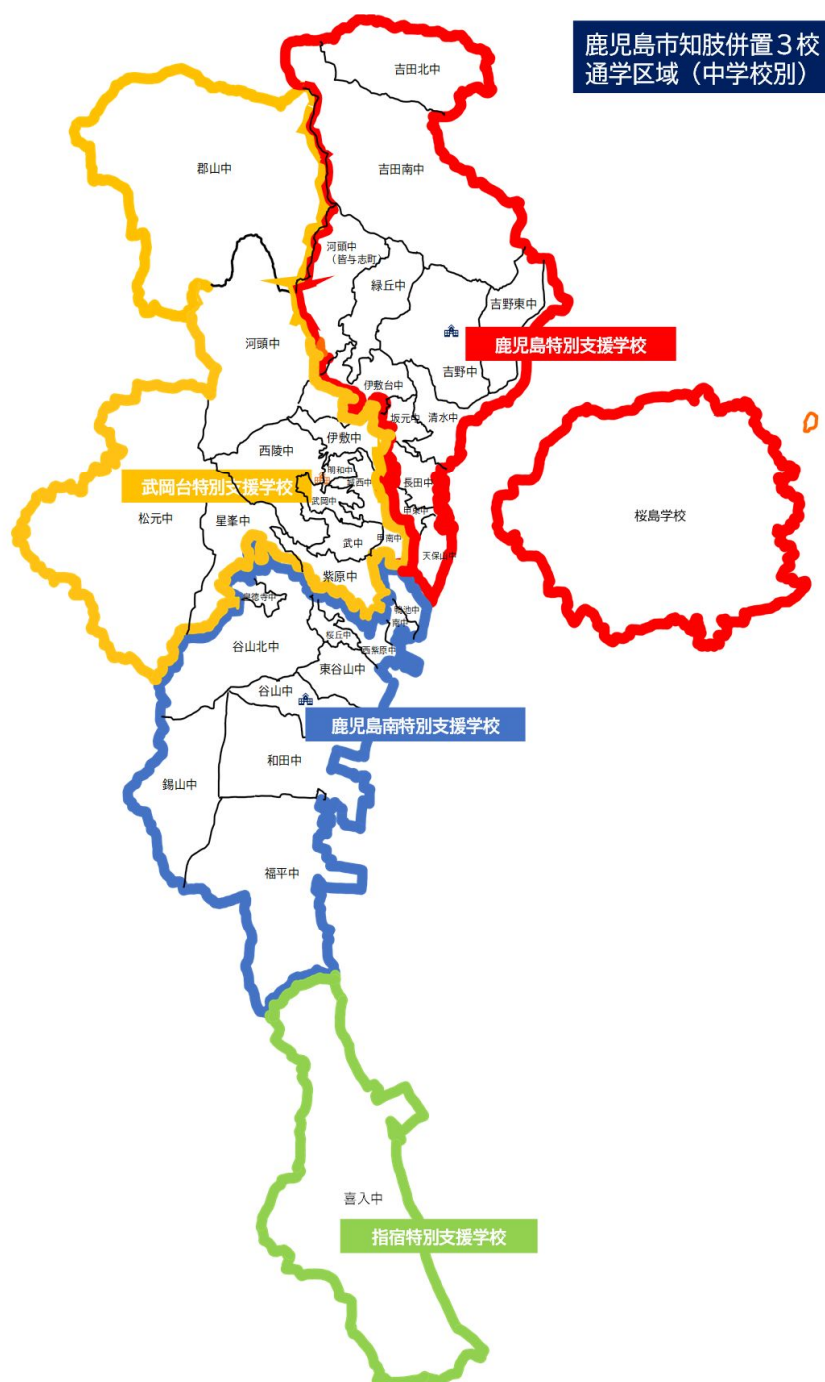
※1 加治木特別支援学校の通学バスは、病院－学校間の運行である。

※2 5-(2)を参照。 ※3 通学困難な者

(2) 鹿児島市内特別支援学校高等部（知的障害・肢体不自由）の通学区域

学 校	通 学 区 域（中学校校区）
鹿児島特別支援学校 【鹿児島市北部地域】	吉田北中、吉田南中、河頭中（皆与志町）、緑丘中、吉野中、吉野東中、伊敷台中、坂元中、清水中、長田中、天保山中、甲東中、桜島学校
武岡台特別支援学校 【鹿児島市中部地域】	松元中、郡山中※、河頭中（皆与志町を除く。）、伊敷中、西陵中、明和中、城西中、武岡中、武中、甲南中、紫原中、星峯中
鹿児島南特別支援学校 【鹿児島市南部地域】	鴨池中、南中、西紫原中、桜丘中、皇徳寺中、谷山北中、東谷山中、谷山中、和田中、福平中、錫山中

※ 郡山中については、居住地により串木野特別支援学校への通学も可能とする。



6 入学者選考の概要

(1) 選考方法

特別支援学校長は、検査（学力、日常生活における活動、集団行動、作業能力等に関する検査等）や面接等を実施し、それらの結果及び調査書等を資料として、入学者選考を行う。実施する検査等の詳細については、各特別支援学校の募集要項により定める。

(2) 健康診断を実施する場合

健康診断を実施しようとする特別支援学校長は、県教育委員会が指定する期日までに県教育委員会教育長に「健康診断実施申請書」（様式3）により申請し、その承認を得て行うものとする。

(3) 面接を実施する場合

面接を実施しようとする特別支援学校長は、県教育委員会が指定する期日までに県教育委員会教育長に「高等部入学志願者面接実施届」（様式4）により届け出るものとする。

(4) 選考及び合格者発表期日等

選考及び合格者発表の期日については、次ページに示すとおりである。なお、合格者発表の時刻及び方法等については、各特別支援学校の募集要項により定める。

<選考及び合格者発表期日等一覧> ※ 令和9年度入学者選考

学 校 名	入学者選考日	合格発表日
鹿 児 島 盲 学 校	3月2日（火）、3日（水）	3月8日（月）
鹿 児 島 聾 学 校	2月12日（金）	2月19日（金）
武岡台特別支援学校	2月18日（木）、19日（金）	3月5日（金）
鹿児島特別支援学校	2月18日（木）、19日（金）	3月4日（木）
鹿児島南特別支援学校	2月18日（木）、19日（金）	3月2日（火）
鹿児島高等特別支援学校	1月27日（水）、28日（木）	2月5日（金）
指宿特別支援学校	2月19日（金）	3月4日（木）
南薩特別支援学校	2月18日（木）	3月3日（水）
串木野特別支援学校	2月16日（火）、17日（水）	3月2日（火）
出水特別支援学校	2月19日（金）	3月4日（木）
加治木特別支援学校	2月19日（金）	3月4日（木）
牧之原特別支援学校	2月16日（火）、17日（水）、18日（木）	3月3日（水）
鹿屋特別支援学校	2月17日（水）、18日（木）	3月5日（金）
中種子特別支援学校	2月17日（水）	3月3日（水）
大島特別支援学校	2月19日（金）	3月4日（木）

※ 公立高等学校入試 3月3日（水）・4日（木）

追加の選抜 3月9日（火）

合格者発表 3月12日（金）

第二次入学者選抜 3月19日（金）

合格者発表 3月23日（火）

7 特別志願の手続

(1) 県外から入学を志願する場合

保護者の転勤等の特別な理由により、県外からの入学を志願する者は、出願期間期限の3日前までに、出身都道府県教育委員会を経て以下の書類を鹿児島県教育委員会に提出する。

なお、出身都道府県教育委員会作成の同趣旨の様式がある場合は、その様式によることもできる。

ア 鹿児島県立〇〇学校入学志願許可について（依頼）（様式5）

イ 県外公立特別支援学校高等部入学志願についての証明書（様式6）

(2) 県外の学校への入学を志願する場合

県外の特別支援学校高等部入学を志願する場合は、志願先学校の所在する都道府県教育委員会の定める手続による。

その際、鹿児島県教育委員会の承諾書を求められている場合は、志願先教育委員会で定められた様式により、出身中学校等の校長又は特別支援学校長を経て鹿児島県教育委員会に申請する。また、鹿児島県立特別支援学校等を志願しないことの証明書を求められている場合は、県公立特別支援学校高等部入学志願についての証明書（様式6）を出身中学校等の校長又は特別支援学校長を経て鹿児島県教育委員会に提出し、確認を受ける。ただし、志願先の都道府県で様式が定められている場合はそれに従うものとする。

◇ 申請及び提出先 〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育庁特別支援教育課長 宛て

8 感染症等への対応

選考会場等における感染症対策については、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの選考会場、選考方法に見合った形で講じる。なお、監督者や面接官等の業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心掛けるとともに、実施当日に体調不良にならないよう、体調管理に努める。

9 検査結果の情報提供

受検者は、口頭で検査結果の情報提供を申し出ることができる。情報提供については以下のとおりとする。

- ・ 提供内容：学力検査の各教科の得点とする。
- ・ 申出方法：受検者本人に限り、口頭により申し出る。その際は、本人であることを確認できる書類（受検票等）を提示すること。
- ・ 提供方法：口頭により伝達する。

※ その他、期間・時間、場所、提供方法等の詳細については各特別支援学校の募集要項により定める。

<その他>

○ 参考資料

学校教育法施行令

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	一 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

学校教育法施行規則

〔入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者〕

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者〕

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

○ 各学校の教育の特徴

1 幼稚部

障害	学 校 名	教 育 の 特 徴	
視 覚 障 害 聴 覚 障 害	鹿 児 島 盲 学 校 鹿 児 島 聾 学 校	3 歳 児 4 歳 児 5 歳 児	視覚や聴覚の状態に応じて、早期からの専門的な指導や支援、幼稚園に準ずる教育を行いながら、豊かな心と生きる力の基礎を育む教育を行う。

2 高等部

(1) 鹿児島高等特別支援学校

障害	学 校 名	教 育 の 特 徴	
知 的 障 害	鹿 児 島 高 等 特 別 支 援 学 校	障害の程度が比較的軽い知的障害のある生徒に対する教育を行う高等部のみを設置する学校で、特に、職業教育に重点を置く教育を通して、社会で働くために必要な知識、技能、態度を育成する。	

(2) 上記以外

障 害	学 校 名	教 育 の 特 徴		
視 覚 障 害	鹿 児 島 盲 学 校	高等部	普 通 科 保 健 理 療 科	○ 普通科：高等学校に準ずる教育を行う。 ○ 保健理療科：高等学校に準ずる教育及びあん摩マッサージ指圧の専門教育を行う。あん摩マッサージ指圧師の国家試験の受験資格が得られる。
		高等部 専攻科	保 健 理 療 科 理 療 科	
聴 覚 障 害	鹿 児 島 聾 学 校	高等部	産 業 工 芸 科 理 容 科 生活デザイン科	○ 専攻科保健理療科：あん摩マッサージ指圧の専門教育を行う。あん摩マッサージ指圧師の国家試験の受験資格が得られる。 ○ 専攻科理療科：あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの専門教育を行う。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家試験の受験資格が得られる。 ○ 産業工芸科、理容科、生活デザイン科：高等学校に準ずる教育を行いながら、産業工芸・理容・被服等の専門教育を行う。 ○ 専攻科理容科：理容師国家試験の受験資格が得られる。
		高等部 専攻科	理 容 科	
知 的 障 害 肢 体 不 自 由	武岡台特別支援学校 鹿児島特別支援学校 南薩特別支援学校 串木野特別支援学校 出水特別支援学校 牧之原特別支援学校 鹿屋特別支援学校 中種子特別支援学校 大島特別支援学校	○ 知的障害 知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえ、家庭生活、職業生活、社会生活に必要な知識、技能、態度等の指導を重視し、特に作業学習を中心に展開しながら、職業自立や社会参加を目指す教育を行う。 ○ 肢体不自由 高等学校に準ずる教育を行いながら、障害の状態に応じた日常生活動作やコミュニケーションの力を育てる指導、職業生活に必要な知識、技能についての教育も併せて行う。 ○ 病弱 高等学校に準ずる教育を行いながら、医療機関等との密接な連携の下に、病気の回復や克服のための知識や習慣を身に付けたり、回復意欲の向上を図ったりする教育も併せて行う。 ※ 鹿児島南特別支援学校の病弱について、高等部は含まない。		
	加治木特別支援学校			
	知 的 障 害 肢 体 不 自 由 病 弱 ※	鹿児島南特別支援学校 指宿特別支援学校		

(幼稚園様式1)

令和 年 月 日

鹿児島県立 学校長 殿

本人氏名

保護者氏名

入 学 願 書

貴校 幼 稚 部 (歳児) に入学を希望いたします。

本人	ふりがな 氏 名		年 月 日 生
	現住所		
	在 籍 園 等		
保護者	ふりがな 氏 名		
	現住所		

(幼稚部様式2)

健康診断実施申請書

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

_____ 学校長 氏名 _____

本校においては、令和 年度入学予定児に対し、下記により健康診断を実施したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 検査の目的
- 2 検査項目
- 3 検査項目選定の理由
- 4 検査の対象
- 5 検査の日時及び場所
- 6 検査医 氏名
- 7 その他

申請のとおり承認する。

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長

(備考) 申請書は2通提出のこと。なお、「学校長氏名」欄については、押印を省略しても差し支えありません。

幼稚部入学予定児面接実施届

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

学校長 氏名

本校においては、令和 年度幼稚部入学予定児に対し、下記により面接を実施しますのでお届けします。

記

- 1 面接の目的
- 2 期日
- 3 場所
- 4 対象者
- 5 方法
- 6 面接者

(注) 「学校長氏名」欄については、押印を省略しても差し支えありません。

(幼稚園様式4)

県外からの鹿児島県立〇〇〇〇学校幼稚部入学志願許可願

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

保護者氏名

下記の特別な事由を承認して下さるようお願いいたします。

本人	氏 名	
	生 年 月 日	令和 年 月 日生
	現 住 所	
	入学後の住所(予定)	
	出身(最終) 幼稚園又は保育所	
保護者	氏 名	
	現 住 所	
	本人との関係	
	鹿児島県内住所(予定)	
	転居年月日(予定)	令和 年 月 日
(特別な事由)		

上記のことを承認する。

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長

(様式1)

令和 年 月 日

鹿児島県立

学校長 殿

本人氏名

保護者氏名

入学願書

貴校 高等部 科第 学年 に入学を希望いたします。

本人	ふりがな 氏 名		年 月 日 生
	現住所		
	在籍校	学校 第 学年	
保護者	ふりがな 氏 名		
	現住所		

(様式2)

不 受 検 届

鹿児島県立

学校長 殿

受 検 番 号 _____

学 校 名 _____

本 人 氏 名 _____

保護者氏名 _____

下記理由により入学者選考受検を辞退しますので、お届けします。

記

(理由) ※記入例：第一志望であった〇〇〇学校に進学するため、貴校の入学者
選考を辞退します。

上記のとおり届けがありましたので、よろしくお取り計らいください。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

(注) 「校長氏名」欄については、押印を省略しても差し支えありません。

(様式3)

健康診断実施申請書

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

_____ 学校長 氏名 _____

本校においては、令和 年度入学志願者に対し、下記により健康診断を実施したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 検査の目的
- 2 検査項目
- 3 検査項目選定の理由
- 4 検査の対象
- 5 検査の日時及び場所
- 6 検査医 氏名
- 7 その他

申請のとおり承認する。

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長

(備考) 申請書は2通提出のこと。なお、「学校長氏名」欄については、押印を省略しても差し支えありません。

(様式4)

高等部入学志願者面接実施届

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

_____ 学校長 氏名 _____

本校においては、令和 年度高等部入学志願者に対し、下記により面接を実施しますのでお届けします。

記

- 1 面接の目的
- 2 期日
- 3 場所
- 4 対象者
- 5 方法
- 6 面接者

(注) 「学校長氏名」欄については、押印を省略しても差し支えありません。

(様式5)

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇 教育委員会教育長

鹿児島県立〇〇学校入学志願許可について（依頼）

このたび、当県在住の生徒が下記事由により、〇〇県立〇〇学校への入学を志願していますので、許可くださるようお願いいたします。

なお、「県外公立特別支援学校高等部入学志願についての証明書」を添付いたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

本人	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	現 住 所	
	入学後の住所（予定）	
保護者	氏 名	
	現 住 所	
出身（最終）学校名		△△中学校、・・・特別支援学校中学部（卒業見込み）
特別の事由		

(様式6)

県外公立特別支援学校高等部入学志願についての証明書

本人	氏 名	
	生 年 月 日	
	出 身 学 校	
	現 住 所	
保護者	氏 名	
	現 住 所	
	本人との関係	
出願先学校名		
(志願理由)		
<p>上記のとおり相違なく、また、本人は、上記出願先学校以外の公立高等学校及び特別支援学校高等部に出願しないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>立 学校長 氏名</p>		
<p>上記のことを確認する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>〇〇〇教育委員会教育長</p>		

(注) 「学校長氏名」欄については、押印を省略しても差し支えありません。